

平成 27 年 度
通 常 総 会

日時 平成27年6月12日（金）

午後 2 時00分～

場所 松山市井門町1081番地 1

一般社団法人愛媛県トラック協会

2階大会議室

愛媛県高速道路交通安全協議会

目 次

1	総会式次第	
2	第1号議案	平成26年度 事業報告 ……………P. 1
3	第2号議案	平成26年度 収支決算報告 ……………P. 3
	(監査報告)	……………P. 5
4	第3号議案	平成27年度 事業計画 (案) ……………P. 6
5	第4号議案	平成27年度 予算 (案) ……………P. 8
6	第5号議案	役員選任及び顧問・参与の委嘱……………P. 10
	役員名簿	……………P. 11
	顧問・参与名簿	……………P. 12
7	第6号議案	諸規定の一部改正 ……………P. 13
	新旧対象表	……………P. 14～P. 15
	別紙1	会員の入会状況 ……………P. 16
	添付資料	交通事故防止に関する決議 (案) ……………P. 17
	添付資料	会則 ……………P. 18～P. 22

総 会 式 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 愛媛県警察本部 交通部長あいさつ
- 4 来賓祝辞
 - (1) 四国運輸局愛媛運輸支局長
 - (2) 愛媛県防災安全統括部長
- 5 高速道路の交通事故概況説明
愛媛県警察本部交通部 高速道路交通警察隊長
- 6 議事
 - (1) 第1号議案 平成26年度事業報告
 - (2) 第2号議案 平成26年度収支決算報告（監査報告）
 - (3) 第3号議案 平成27年度事業計画（案）
 - (4) 第4号議案 平成27年度予算（案）
 - (5) 第5号議案 役員選任及び顧問・参与の委嘱
 - (6) 第6号議案 諸規定の一部改正
- 7 決議採択
- 8 閉会

平成26年度 事業報告

事業項目	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	6月11日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会状況について ・平成25年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成26年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・Eメールの活用について ・役員改選及び顧問、参与の委嘱 ・諸規定の一部改正
	通常総会	6月11日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰 ・平成25年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成26年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・Eメールの活用について ・役員改選及び顧問、参与の委嘱 ・諸規定の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	ホームページの改修	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故件数の早期更新、イベントの開催告知、各種資料の掲載
	Eメールの活用	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減のため活用 ・通行止め、解除等の情報を配信
	会報誌の発行	年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・「セーフティハイウェイ愛媛」の発行 交通事故件数や活動報告の情報提供
	交通白書の作成、配布	27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛の高速道路」を作成し、配布
	交通事故マップの作成、配布	27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故マップを作成し、会員に配布するとともに交通茶屋等イベントで配布
	「えひめハイウェイ情報」の配信	随時	<ul style="list-style-type: none"> No. 276 「西瀬戸自動車道で交通死亡事故発生」 No. 277 「GW渋滞予測」 No. 278 「高速道路において交通死亡事故発生」 No. 279 「お盆の交通渋滞予測」 No. 280 「夜間通行止めのお知らせ」 No. 281 「10月の通行止めの予定」 No. 282 「年末年始の高速道路渋滞予測」 No. 283 「交通死亡事故多発緊急事態宣言発令」 No. 284 「松山道にて交通死亡事故発生」 No. 285 「交通死亡事故多発緊急事態宣言発令」 No. 286 「交通死亡事故多発緊急事態宣言発令」

	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回（愛媛新聞・朝日新聞）	・交通安全運動に合わせて広告を掲載
	ラジオCM（FM愛媛）	GW・EHIMEハイウェイ・フェイクンペーン時・年末年始	・ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報
	啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	・オリジナルトイレットペーパー「フォーチュンロール」に高速安協の名を入れ、交通茶屋やその他イベントで配布し知名度の向上を図った
交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋、その他イベントなど、あらゆる機会を通じて広く県民に広報 ・「右側ずっと走らレーン」「レッツブレイク」を交通茶屋やその他イベントの際、積極的に広報
	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーンの実施	7月～8月（2ヶ月）	・夏休み、お盆期の交通量の増加による交通事故を防止するため、ショッピングモールにて交通安全キャンペーンを実施
研修	会員限定の研修の実施	9月3日～ 9月4日	・大型貨物自動車運転者課程2日間（1名）
	自動車安全運転センター中央研修所	9月16日～ 9月19日	・大型貨物自動車運転者課程4日間（1名） ・安全運転管理者課程普通車4日間（3名）
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月31日 12月21日～ 12月31日	・愛媛新聞及び朝日新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかけた ・各SAで交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかけた ・フジグラン重信にて交通安全啓発イベントを開催した
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力	随時	・愛媛県警察、松山南交通安全協会、NEXCO西日本、JAF、東温市、東温消防署、犯罪被害者支援センターえひめの協力のもと、フジグラン重信で広報活動イベントを開催 ・フジ北宇和島店での交通安全啓発イベント ・愛媛県交通安全協会への横断旗の寄付

平成26年度 収支決算報告

歳入	6,807,599円
歳出	6,151,427円
差引残高	654,693円

【歳入】

科 目	摘 要				
	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A)-(B)	備 考	
	5,882,000	5,830,000	52,000		
会 費	一般会員	4,032,000	4,020,000	12,000	(B) = 335口
	特別会員	1,160,000	1,120,000	40,000	(B) = 56口
	賛助会員	690,000	690,000	0	(B) = 23口
雑収入		0	50,479	△50,479	
	預金利息	0	479	△479	
	その他	0	50,000	△50,000	NEXCO感謝状副賞
前期繰越金	927,120	927,120	0		
合 計	6,809,120	6,807,599	1,521		

【歳 出】

科 目	摘 要			備 考
	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A)-(B)	
事 業 費	3,138,000	2,678,008	459,992	
広 報 活 動 費	2,000,000	1,753,362	246,638	※SA・PA等での活動
安 全 教 育 費	5,000	0	5,000	
会 報 発 行 費	253,000	230,040	22,960	※会員向け事業
交 通 情 報 費	150,000	51,106	98,894	
研 修 費	730,000	643,500	86,500	
管 理 費	3,670,740	3,473,419	197,321	
会 議 費	140,000	135,377	4,623	
総 会 費	100,000	98,757	1,243	
理 事 会 費	30,000	27,000	3,000	
表 彰 費	10,000	9,620	380	
人 件 費	3,043,740	2,933,977	109,763	
職 員 給 与	2,560,000	2,521,229	38,771	
福 利 厚 生 費	450,000	381,788	68,212	
旅 費	5,000	2,220	2,780	
退 職 引 当 金	28,740	28,740	0	
事 務 費	487,000	404,065	82,935	
通 信 費	300,000	288,874	11,126	※通話料・送料
印 刷 費	70,000	56,160	13,840	※規定冊子
光 熱 費	42,000	4,787	37,213	※電気代・水道代
慶 弔 費	5,000	0	5,000	
消 耗 品 費	50,000	36,964	13,036	
備 品 費	20,000	17,280	2,720	※メール配信ソフト
予 備 費	380	0	380	
合 計	6,809,120	6,151,427	657,693	

※ 退職手当積立金

科 目	収 入	支 出	残 金	備 考
繰 越 金	255,435		255,435	
26年度積立金	28,740		28,740	
預 金 利 子	43		43	
職 員 退 職 金		0	0	
合 計	284,218	0	284,218	

平成27年度 事業計画 (案)

事業項目	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	6月12日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・入会状況について ・平成26年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成27年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・役員選任及び顧問、参与の委嘱 ・諸規定の一部改正
	通常総会	6月12日 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰 ・平成26年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成27年度事業計画(案)、予算(案)の審議 ・役員選任及び顧問、参与の委嘱 ・諸規定の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	Eメールの活用	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減のため活用 ・通行止め、解除等の情報を配信
	交通白書の作成、配布	27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛媛の高速道路」を作成し、配布
	交通事故マップの作成、配布	27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故マップを作成し、会員に配布するとともに交通茶屋等イベントで配布
	「えひめハイウェイ情報」の配信	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対し、Eメール、FAXで配信するとともにホームページに掲載
	チラシ等の作成・配布	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回 (愛媛新聞)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動に合わせて広告を掲載
	ラジオCM (FM愛媛)	GW・EHIMEハウィエイション時・年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報
啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・高速安協の名を入れたオリジナルグッズを、交通茶屋やその他イベントで配布し知名度の向上を図る 	

監査報告

平成26年度「愛媛県高速道路交通安全協議会」の事業並びに
収支決算について、会則第28条第3項の規定により、その内容
及び会計帳簿、証拠書類等を厳正に監査した結果、適法かつ正
確なものと認めます。


平成27年 4月21日

監事

菅 良一 

平成27年 4月21日

監事

桑原 征一 

交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋、その他イベントなど、あらゆる機会を通じて広く県民に広報 ・「右側ずっと走らレーン」「レッツブレイク」を交通茶屋やその他イベントの際、積極的に広報
	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーンの実施	7月～8月 (2ヶ月)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み、お盆期の交通量の増加による交通事故を防止するため、ショッピングモールにて交通安全キャンペーンを実施
研修	会員限定の研修の実施	9月2日～ 9月3日 9月14日～ 9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・大型貨物自動車運転者課程2日間(1名) ・大型貨物自動車運転者課程3日間(1名)
	自動車安全運転センター中央研修所	11月24日～ 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者課程普通車4日間(3名)
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	5月11日～ 5月20日 9月21日～ 9月31日 12月21日～ 12月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかける ・各SAで交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかける ・フジグラン重信にて交通安全啓発イベントを開催
交通安全講習会等への協賛・援助活動	会員事業所で開催する講習会の実施	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・会員事業所で開催する講習会等に、警察官の派遣及び資料の提供等を行う ・交通安全教育車の出動の申込受付 ・JAFのシートベルトコンビンサー出動の申込受付
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、各地区交通安全協会、安全運転管理者協議会、トラック協会、道路管理者等関係機関、団体との連携を図り、より効果的な交通安全活動を展開する
新規会員の勧誘		随時	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の運送会社等に入会の勧誘

平成27年度 予 算 (案)

歳 入 6,438,172円
 歳 出 6,438,172円

【歳 入】

科 目	摘 要			
	平成27年度 予 算 額 (A)	平成26年度 予 算 額 (B)	比較増減 (A)-(B)	備 考
会 費	5,782,000	5,882,000	△100,000	
一般会員	3,972,000	4,032,000	△60,000	(A) = 331口
特別会員	1,120,000	1,160,000	△40,000	(A) = 56口
賛助会員	690,000	690,000	0	(A) = 23口
雑収入	0	0	0	
預金利息	0	0	0	
その他	0	0	0	
前期繰越金	656,172	927,120	△270,948	
合 計	6,438,172	6,809,120	△370,948	

※ 会員口数については平成27年4月1日現在。

【歳 出】

科 目	摘 要			備 考
	平成27年度 予 算 額 (A)	平成26年度 予 算 額 (B)	比較増減 (A)-(B)	
事業費	2,643,000	3,138,000	△495,000	
広報活動費	1,800,000	2,000,000	△200,000	SA・PA等での活動
安全教育費	3,000	5,000	△2,000	JAFへの出張費
会報発行費	110,000	253,000	△143,000	交通事故統計等
交通情報費	60,000	150,000	△90,000	渋滞予測等配信
研修費	670,000	730,000	△60,000	会員限定の研修
管理費	3,794,682	3,670,740	123,942	
会議費	136,000	140,000	△4,000	
総会費	100,000	100,000	0	
理事会費	30,000	30,000	0	
表彰費	6,000	10,000	△4,000	
人件費	3,147,682	3,043,740	103,942	
職員給与	2,590,000	2,560,000	30,000	
福利厚生費	460,000	450,000	10,000	
旅費	3,000	5,000	△2,000	
退職引当金	94,682	28,740	65,942	
事務費	511,000	487,000	24,000	
通信費	358,000	300,000	58,000	通話料・送料等
印刷費	57,000	70,000	△13,000	規程集
光熱費	6,000	42,000	△36,000	電気・水道代
慶弔費	5,000	5,000	0	
消耗品費	40,000	50,000	△10,000	
備品費	45,000	20,000	25,000	街頭用ｼﾞｯｹｯﾄ
予備費	490	380	110	
合 計	6,438,172	6,809,120	△370,948	

役員改選

当協議会役員の一部交代等に伴い、[役員名簿](#)のとおり役員
の改選を求めます。

役員名簿

(平成27年6月12日現在)

役員名	団体名	氏名
会長	一般社団法人愛媛県トラック協会	一宮 貢三
副会長	愛媛県安全運転管理者連絡協議会	石原 実
	一般社団法人愛媛県バス協会	清水 一郎
理事	愛媛県安全運転管理者連絡協議会	中村 忠司
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会	高岡 春彦
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会	富田 耕治
	愛媛県貨物運送事業協同組合	竹井 伸夫
	愛媛県軽自動車協会	一色 義治
	愛媛県高速運輸事業協同組合	西川 武
	一般社団法人愛媛県交通安全協会	矢野 精一
	愛媛県レジャーカプー協会	尾崎 義彦
	一般社団法人愛媛県指定自動車教習所協会	石原 実
	一般社団法人愛媛県自動車整備振興会	小泉 一郎
	愛媛県中古自動車販売協会	藤谷 光幸
	愛媛県町村会	白石 勝也
	愛媛県トラック運送事業協同組合	御手洗 安
監事	愛媛県農業協同組合中央会	梶谷 昭伸
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会	渡部 光男
	愛媛自動車販売協会	五味 久枝
	全国農業協同組合連合会愛媛県本部	竹村 靖
	一般社団法人愛媛県交通安全協会	桑原 征一
	愛媛県市長会	青野 勝

顧問・参加者名簿

(平成27年6月12日現在)

	団体役員名	氏名
顧問	四国運輸局愛媛運輸支局長	一宮 軌善
	愛媛県防災安全統括部長	岡田 清隆
	愛媛県警察本部交通部長	藤田 聡彦
	西日本高速道路(株)四国支社保全サービス事業部次長	上岡 誠
	四国管区警察局高速道路管理官	松下 裕樹
	愛媛県消防防災安全課長	加藤 泰
	四国運輸局愛媛運輸支局首席運輸企画専門官	藤井 一磨
	西日本高速道路(株)四国支社愛媛高速道路事務所長	山岡 賢弘
	西日本高速道路(株)四国支社香川高速道路事務所長	村岡 芳浩
	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所長	和田 雄志
参加者	本州四国連絡高速道路(株)しまなみ今治管理センター所長	小林 義弘
	参事官交通企画課長	渡部 成二
	参事官運転免許課長	森平 将文
	交通指導課長	有光 茂樹
	交通規制課長	近藤 博文
	交通機動隊長	竹葉 晃
	高速道路交通警察隊長	黒田 泰行
	愛媛県警察本部交通部	

諸規定の一部改正

[新旧対象表](#)のとおり一部改正を求めます。

新旧対象表

No.	旧	新
1	(様式1・2)愛媛県高速道路交通安全協議会長 (様式1・2)新設 (様式1・2)新設 (様式2)新設	愛媛県高速道路交通安全協議会会長 所在地に郵便マークを記載。 金額の下部に口数を記載。 愛媛県高速道路交通安全協議会 会長
2	第23条 育児休業をすることができるのは、原則として子が出生した日から子が1歳に達する日（誕生日の前日）までの間で、職員が請求した期間とする。 2 次のいずれにも該当する場合には、子が1歳に達した日の翌日から子が1歳6箇月に達する日までの期間について、会長の承認により、育児休業をすることができ。	第23条 育児休業をすることができるのは、原則として子が出生した日から子が2歳に達する日（誕生日の前日）までの間で、職員が請求した期間とする。 2 次のいずれにも該当する場合には、子が2歳に達した日の翌日から子が2歳6箇月に達する日までの期間について、会長の承認により、育児休業をすることができ。
3	(1) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が見込まれない場合。 (2) 常態としてこの養育を行っている配偶者（育児休業に係る子のもう一人の親である者）であって、1歳に達する日後の期間について常態として子の養育を行う予定であった者が、死亡、負傷、疾病及び離婚等により子を養育することができなくなった場合。	(1) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、2歳に達する日後の期間について、当面その実施が見込まれない場合。 (2) 常態としてこの養育を行っている配偶者（育児休業に係る子のもう一人の親である者）であって、2歳に達する日後の期間について常態として子の養育を行う予定であった者が、死亡、負傷、疾病及び離婚等により子を養育することができなくなった場合。
4	(様式9)愛媛県高速道路交通安全協議会長	愛媛県高速道路交通安全協議会会長
5	(様式)愛媛県高速道路交通安全協議会会長 様	愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

No.	旧	新
6	(別表 2 支出)	
	3 安全教育費	3 安全教育費
	4 交通情報	4 交通情報費
	4 退職引当	4 退職引当金
	4 貸貸費	4 光熱費
7	(様式2) 支出伺	支出届
8	(第3条第1項) 協議会の役員または職員として尽力し、組織の運営及び交通安全活動を献身的に推進した功労があった者	協議会の役員または職員として尽力し、組織の運営及び <u>高速道路の交通安全活動を献身的に推進した功労があった者</u>
	(第3条第2項) 交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績があった者もしくは団体	高速道路の交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績があった者もしくは団体
	(第3条第3項) 毎年12月31日現在、3年間無事故無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けていない団体	毎年12月31日現在で、 <u>過去3年間、会社等従業員の中に運転免許の取消や運転免許の効力の一時停止等の処分を受けている者がおらず、また、すべての従業員に違反・事故等が一度もない団体</u>
9	(第5条) 表彰の推薦は、前3条に該当する場合、会員の所属する団体又は事業所から別紙様式1から様式4の推薦書を1月末までに事務局に提出するものとする。	表彰の推薦は、前3条に該当する場合、会員の所属する団体又は事業所から別紙様式1から様式4の推薦書と前3条第3項に該当する場合にあっては <u>運転記録証明書を1月末までに事務局に提出するものとする。</u>
	(様式1・2・3・4) 愛媛県高速道路交通安全協議会会長 様	愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

会員の入会状況

	26.4.1				27.4.1				増減
	一般会員	特別会員	賛助会員	計	一般会員	特別会員	賛助会員	計	
安全運転管理者連絡協議会	91			91	90			90	-1
貨物運送事業協同組合		17		17		16		16	-1
軽自動車協同組合	7			7	7			7	
高速運輸事業協同組合									
高速道路関連事務所									
交通安全協会	7			7	7			7	
交安町		12		12		11		11	-1
市		20		20		20		20	
指定自動車教習所協会	18			18	18			18	
JA愛媛中央	13			13	12			12	-1
愛媛県レンタカー協会		5		5		5		5	
株愛媛県社愛媛新聞社	1			1	1			1	
株式会社社門屋組	1			1	1			1	
自動車整備備振興会	1			1	1			1	
自動車販売協会	16			16	16			16	
第四物流協同組合									
中古自動車販売協会									
トラック運送事業協同組合									
トラック協会	126			126	124			124	-2
ハイヤータクシー協会	13			13	12			12	-1
バス協会	4			4	4			4	
合計	298	55	12	365	293	53	12	358	-7
入会日数	336	58	23	417	331	56	23	410	-7

交通事故防止に関する決議（案）

交通事故をなくすことは、県民すべての心からの願いであります。

しかしながら、この願いと努力にもかかわらず、高速道路等における交通事故は増加傾向にあります。

ここに、平成27年度愛媛県高速道路交通安全協議会通常総会を開催するにあたり、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、高速道路等における安全で快適な交通環境の確立及び交通死亡事故抑止“アンダー50”を達成するため、関係機関・団体をはじめ、道路交通の場に参加する全ての人々と協力し、次のことを推進します。

- 一 安全な速度及び車間距離保持の徹底
- 一 通行帯違反の撲滅
- 一 後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 一 積載物の落下防止
- 一 逆走車両に対する逆走防止措置

以上、決議します。

平成27年6月12日

愛媛県高速道路交通安全協議会

平成27年度 通常総会

愛媛県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、愛媛県高速道路交通安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、高速自動車国道及び同国道に接続する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通安全意識の普及高揚を図り、もって、安全で円滑な交通の実現及び交通に起因する障害の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高速道路等における交通安全啓発活動
- (2) 第4条の会員の事業所等で行う交通安全教育に対する協力援助
- (3) 高速道路等における交通の安全と円滑及び障害の防止に関する調査研究
- (4) 交通情報等の収集伝達
- (5) 高速道路等における交通安全功労者の表彰
- (6) 関係官庁等との協調及び連絡
- (7) その他必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員

ア 一般会員

高速道路等を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体等で、第2条の目的に賛同して入会したもの

イ 特別会員

交通安全を推進する機関又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

協議会の事業を賛助する個人又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を退会したものとする。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費の納入が不能となったとき

(会 費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第4章 役員等

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理 事 20人以内

(4) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、理事を兼ねるものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(選 任)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議により選任する。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、共同してその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合において、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合においても、後任が選任されるまでは従前の職務を行うものとする。

(辞任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障のある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(解任)

第13条 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、その出席者の過半数の同意により、解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の事業に関係のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

第5章 会 議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員のうち各関係機関の代表者（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 理事及び監事の選任、又は解任に関すること

(4) 会則の改正に関すること

(5) その他協議会の運営について必要と認める事項

2 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代議員の選任に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の委任を受けた事項の執行に関する事項
- (4) 総会の議決を必要とする事項で、総会を開催する時間的猶予がなく、急を要する事項
- (5) 表彰に関する事項
- (6) その他協議会の運営について必要と認める事項

3 会長は、前項第3号及び第4号により議決された事項について、総会に報告しなければならない。

(開催)

第18条 通常総会は、毎年1回、開催するものとする。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(召集)

第19条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集に当たっては、事前に構成員に対し、文書により通知するものとする。ただし、急を要する場合には、この限りではない。

(議長)

第20条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者をもって充てるものとする。

(定足数)

第21条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人)

第23条 会議に出席できない構成員は、委任状(様式3)により、代理人に表決を委任することができる。この場合において、第21条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 事務局は、会議の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

第6章 会 計

(資産)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費及び寄付金品
- (2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、会長が管理するものとする。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

2 事業年度末に剰余資産を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算、決算等)

第28条 協議会の予算及び事業計画は、会長が作成し通常総会の議決により定めるものとする。

2 会長は、決算及び事業報告を年度終了後、監事に提出して、その監査を受けた後、通常総会の承認を得なければならない。

3 監事は、前項の決算及び事業報告を監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第29条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(事務局)

第30条 協議会の事務局は、愛媛県警察本部交通部内に置く。

2 事務局には、会長の任命する職員を置き、事務を運営するものとする。

(委 任)

第31条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成19年6月4日から実施する。

附 則

この会則は、平成23年6月4日から実施する。

附 則

この会則は、平成25年6月14日から実施する。

附 則

この会則は、平成27年6月12日から実施する。

様式1 (第5条関係)

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。

また、会費については、愛媛県高速道路交通安全協議会会費徴収規程で定める、各区分に応じた年額に会費口数を乗じた金額を納入します。

機関, 団体等名称 (※個人の場合記入不要)		
ふりがな 役職名等・代表者名 (個人名称)		⑩
所在地	〒 TEL () - /FAX -	
Eメールでの情報配信	希望する ・ 希望しない (FAX での受けとりになります。)	
Eメールアドレス (※上記で「希望する」とした場合、要記入)		
会員区分 及び 会費口数	区 分	口 数
	一般会員 特別会員 賛助会員	

様式2 (第6条第1項関係)

退 会 届

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会会長 殿

次のとおり、貴会を退会します。

機関, 団体等名称 (※個人の場合記入不要)	
代表者名 (個人名称)	印
所在地	〒 TEL () - /FAX -
退会年月日	平成 年 月 日
退会理由	

様式3 (第23条関係)

委 任 状

平成 年 月 日

所在地

事務所名

氏 名 _____ (印)

私は下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の

愛媛県高速道路交通安全協議会 { 理事会
通常総会
臨時総会 } における、質疑・議決等の

一切の権利を委任します。

記

(代理人)

役職等	
ふりがな 氏 名	

★SAFETY HIGHWAY EHIME★



たいちょう
「こま隊鳥」

愛媛県高速道路交通安全協議会事務局

〒791-1114

愛媛県松山市井門町804番地

愛媛県高速道路交通警察隊内

☎ (089) 997-7281 《FAX兼用》